

太成学院大学
成績評価に係る試験・再評価
監督要領

成績評価に係る試験・再評価の監督要領

1. 試験監督要領の主旨

本試験監督要領は「教育の公平性・公正性を守るために、厳正かつ適切な試験の実施」のため、成績評価に係る試験及び再評価（以下、「試験」という。）の実施に必要な項目を記載した要領である。

試験を行うにあたって、試験監督者は事前に本要領を確認し、試験の実施に臨むものとする。

試験監督は、主に試験の運営を行う際に責任者となるものを「試験監督責任者」（以下、「責任者」という。）とし、試験の運営を行う際に補佐となるものを「試験監督者」（以下、「監督者」という。）とする。

2. 試験監督にあたって

- (1) 筆記試験の監督は、責任者が行い、必要に応じて監督者をおく。
- (2) 試験の開始及び終了は責任者の合図とする。
※試験時間は試験教室にある時計を基準とする。
- (3) 各試験教室での試験実施については、責任者の責任において行う。
- (4) 試験実施に際しては試験実施前に責任者及び監督者が受験者数を確認し、配付した問題用紙、解答用紙（問題用紙兼解答用紙を含む）の数と受験者数が同じであることを必ず確認する。
- (5) 試験終了時に際しては責任者及び監督者が回収した問題用紙、解答用紙（問題用紙兼解答用紙を含む）の数と受験者数が同じであることを実施した試験教室にて必ず確認し、試験を終了する。
- (6) (5) が終了後、責任者が試験実施教室への入室を許可する。

3. 学生への事前の指示及び対応について

- (1) 原則、教室右側から学籍番号順に着席させる。ただし、受験者が複数学部、複数学科、複数年次にわたるなど、学籍番号順に着席させることが困難な場合は責任者の判断により試験席次を指示する。
- (2) 事前に試験実施前に受験者に対して責任者、もしくは監督者が「成績評価に係る試験・再評価を受ける皆さんへ（重要な注意事項）」を掲示、もしくは提示する。
- (3) 試験時間中は、以下の①～③以外を机の上に置かないように責任者が説明を行う。
 - ① IC学生証明書
 - ② 筆記用具（鉛筆（シャープペンシル）、消しゴム等受験に必要なもの）
 - ③ その他、責任者が認めたもの（持ち込みの認められているもの）
- (4) (3) 以外で試験に必要なない下記のものは全て鞄の中に入れ、鞄等の持ち物はすべて机または座席の下に置くように指示する。

- ① 筆箱・ペンケース
- ② 携帯電話、スマートフォン、腕時計型端末（試験中は必ず電源を切る）
- ③ テキスト・レジュメ・ノート類等（持込不可の場合）
- ④ 電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類（持込不可の場合）
- ⑤ その他（iPad等のモバイル端末）

(5) IC学生証明書の不携帯について

試験開始時間までに、教務課で「在籍確認票」を発行してもらうよう責任者、もしくは監督者が指示する。

「在籍確認票」は試験終了後、教務課に返却するように責任者、もしくは監督者が指示する。責任者、もしくは監督者が「在籍確認票」を回収した場合は、受験者へ責任者、もしくは監督者が教務課へ行くよう指示する。

(6) 試験時間中の学生からの質問について

- ① 問題の内容に関する質問

原則、回答できない旨を学生に伝える。

- ② 解答用紙の印刷不鮮明等の申し出

解答用紙について、学生から落丁・乱丁・印刷不鮮明などの申し出があれば、責任者、もしくは監督者が確認して認めた場合、予備のものと交換する。

(7) 試験時間中の入退室者について

- ① 遅刻者への対応

試験開始後30分以上の遅刻者は、試験教室への入室を認めない。

- ② 途中退室者への対応

試験教室からの退室は、試験開始後40分経過すれば認めるが、一度退室すると再入室は認めない。途中退出を希望する場合は挙手し、途中退出の意思を示し、責任者が認めた場合のみ途中退出を許可する。

(8) 配慮事項について

- ① 試験教室の環境維持

教室内の気温が高くなりすぎたり、低くなりすぎないよう適宜、エアコンやカーテン等で調節する。

- ② 体調不良者（発病者）が出た場合

解答用紙を伏せた後、保健室へ行かせる。

※処置後、本人より続行の申し出があれば、元の試験教室で受験させる。

- ③ 学生が用便を申し出た場合

試験中の用便は、原則禁止とする。なお、用便の申し出があった場合は、責任者は(7)②を説明した上で、退室を許可する。

※上記②・③のいずれの場合も試験時間の延長は認めない。

(9) 学生が試験教室を間違えた場合について

試験教室を間違えたことが判明した学生に対しては、責任者、もしくは監督者が教務課で正しい試験教室を確認するよう指示する。

(10) 不測の事態における対応

不測の事態が発生した場合は、責任者、もしくは監督者は速やかにその状況を教務課に報告し、協力体制で対応にあたる。

4. 不正行為について

(1) 責任者及び監督者は、試験教室内の巡視を十分に行うなどの方法により、不正行為の未然防止に留意するとともに、必要に応じて適宜注意を与えるなど試験の厳正な実施に最大限努めてください。

(2) 不正行為に対する留意事項について

「不正行為」が疑われる場合や明らかな「不正行為」であった場合でも処分内容は、責任者及び監督者が決定するものではありません。よって試験中、試験後も「不正行為」の当該学生に対しては処分の内容に関わる事項の発言は行わないでください。

(例。「単位不認定」、「留年」等の発言)

「不正行為」の当該学生が処分内容を聞いてきた場合は、後日個別面談等を経て書面にて通知される旨を説明してください。また、処分内容は「異議申し立て」も可能であることも説明してください。

(3) 不正行為

責任者は、以下の①～③について必ず受験者全員に説明を行ってください。

① 「不正行為」と認められる事項

- ア. カンニング（カンニングペーパー・教科書・ノート・その他持ち込みが認められない物・他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。
- イ. 他の受験者に答えを教えたり、カンニングの手助けをすること。
- ウ. 試験時間中の「私語」、不自然な視線の移動
- エ. 他人になりすまして試験を受ける行為（替え玉受験）
- オ. その他、持ち込みが許可されていない物を使用すること。
- カ. 時計、筆記用具等の貸し借りや他の学生と接触する行為
- キ. 試験内容の漏洩、撮影、SNS などへの投稿行為

② 「不正行為」と疑われる場合のある事項

「「不正行為」と認められる事項」以外にも次のことをすると不正行為とみなされることがあります。

- ア. 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、腕時計型端末類やその他持ち込みが許可されていない物を鞄等にしまわず、身に付けていたり手に持っていること。
- イ. 試験時間中に試験の進行に影響を与える行為をすること。
- ウ. 試験教室において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- エ. 試験教室において責任者及び監督者の指示に従わないこと。
- オ. その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

③不正行為を行った、あるいは疑われる行為を行った場合の取り扱いについて

「不正行為」を行った、あるいは疑われる行為を行った場合、次のとおり取り扱いされます。

- ア. 試験終了後、行為に対する状況のヒアリングを行います。
- イ. ヒアリング後、行為の対する事情聴取及び弁明の機会のための個別面談を行います。個別面談は、希望により保護者の同席が認められます。
- ウ. 個別面談終了後、行為の判定と処分を決定します。
- エ. 決定された処分の内容は、書面にて通知します。
- オ. 処分の内容に異議がある場合は、異議の申し立てができます。

(4) 試験時の不正行為の対応について

試験時間中に、不正行為の疑義がある場合は、次のように対応してください。

なお、責任者及び複数の監督者がいる場合は、その事実を責任者及び複数の監督者で確認し、対応してください。なお、責任者及び監督者は必要に応じて適宜注意を与えるなど試験の厳正な実施に最大限努め、不正行為の未然防止に努めてください。

① 物的証拠がある場合 ((2) の「不正行為」と認められる事項のア、エ、オ、カ、キ)

(i) 物的証拠となる物等を押収

物的証拠を使って不正行為を行っていたことを確認（複数の責任者及び監督者がいる場合は複数の責任者及び監督者で確認）した後、物的証拠を取り上げる。

(ii) 不正行為の確定

不正行為を行った受験者に対し、不正行為発覚時に責任者が試験を取りやめさせ、次の対応を行ってください。

■責任者のみの場合

不正行為を行った学生に事実内容を確認の上、当該学生の試験問題・解答用紙・不正行為で使用した物品を直ちに没収してください。その他の学生の試験はそのまま続行し、試験終了後、必ず責任者が当該学生とともに教務課へご同道してください。（没収した試験問題・解答用紙・不正行為で使用した物品も必ずお持ちください）

※試験教室での該当学生への詰問は行わないでください。

■責任者1名と監督者が複数(1名以上)の場合

不正行為を行った学生に事実内容を確認の上、当該学生の試験問題・解答用紙・不正行為で使用した物品を直ちに没収してください。不正行為発見後、直ちに必ず責任者、もしくは監督者が当該学生とともに教務課へご同道してください。（没収した試験問題・解答用紙・不正行為で使用した物品も必ずお持ちください）

※試験教室での該当学生への詰問は行わないでください。

② 物的証拠はないが、不正行為を行っている可能性がある場合（①以外の場合）

(i) 不正行為に対する注意

まず第一に責任者、もしくは監督者が当該受験者に対し、注意を与えてください。その後責任者及び監督者は当該受験者の行動について、適宜、注視してください。

(ii) 不正行為の確定

当該受験者が注意を聞き入れない場合は、聞き入れない時点で責任者が試験を取りやめさせてください。責任者及び複数の監督者がいる場合は責任者及び複数の監督者で当該する事項を確認し、聞き入れない時点で責任者が試験を取りやめさせてください。

不正行為の確定の後、次の対応を行ってください。

■責任者のみの場合

不正行為を行った学生に事実内容を確認の上、当該学生の試験問題・解答用紙を直ちに没収してください。その他の学生の試験はそのまま続行し、試験終了後、必ず責任者が当該学生とともに教務課へご同道してください。

（没収した試験問題・解答用紙も必ずお持ちください）

※試験教室での該当学生への詰問は行わないでください。

■責任者1名と監督者が複数（1名以上）の場合

不正行為を行った学生に事実内容を確認の上、当該学生の試験問題・解答用紙を直ちに没収してください。不正行為発見後、直ちに必ず責任者、もしくは監督者が当該学生とともに教務課へご同道してください。（没収した試験問題・解答用紙も必ずお持ちください）

※試験教室での該当学生への詰問は行わないでください。

以上